令和6年度(令和7年度進学者対象)日本学生支援機構大学等奨学生予約採用候補者募集のお知らせ

独立行政法人日本学生支援機構から大学等奨学生採用候補者の募集案内がありましたのでお知らせします。 下記の内容をよく読んで、出願を希望する場合は手続きをしてください。

記

日本学生支援機構大学等奨学生予約採用とは国内及び海外大学等へ進学を希望する方が日本学生支援機構からの奨学金の給付又は貸与を希望する場合に予約する制度です。

1 奨学金の種類

奨学金の種類		金額					
(1)給付型(<u>返還不要</u>) 月		月額	給付月額は、学校の種別、通学形態(自宅・自宅外)、家計状況等によります。 参考:月額7,300円~75,800円				
(2)貸与型 (<u>返還が必</u> <u>要</u>)	第一種奨学金 (利子なし)	月額	貸与月額は、学校の種別、設置者(国公立・私立)、通学形態(自宅・自宅外)等 よります。参考:月額 20,000 円~64,000 円				
	第二種奨学金 (利子あり) 海外大学含む ※	月額	2万円〜12万円(1万円単位)の中から選択できます (私立大学の医・歯学課程、薬・獣医学課程は増額可能)				
	(3) 入学時特別増 額貸与奨学金 (利子あり)	一時金	10 万円〜50 万円(10 万円単位)の中から選択できます				

※令和7年4月から令和8年3月に海外大学へ進学する場合に利用することができます。 (第一種奨学金・給付奨学金は、海外大学では利用できません。)

2 出願資格

(1) 給付奨学金

ア 学力基準 次の (ア)・(イ) の**いずれか**を満たす人

- (ア) 申込時までの評定平均が3.5以上
- (イ)(ア)に該当しない場合、将来社会で自立し、及び活躍する目標を持って進学しようとする大学等における**学修意欲を有する**こと
- イ 家計基準 次の(ア)・(イ) の<u>両方</u>を満たす人
 - (ア) 収入基準・・・住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生
 - (イ) 資産基準・・・生活維持者(父母)の資産の合計が基準額※ 未満
 - ※生計維持者が1人の場合:1,250万円、生計維持者が2人の場合:2,000万円
- ウ その他 (ア) 国又は地方公共団体より給付奨学金の対象となることの確認を受けた学校が対象です。 対象校は文部科学省のホームページで確認できます。
 - (イ)給付奨学金の給付を受ける奨学生は、授業料・入学金の減免も同時に受けることができます。別途、進学先の学校で手続きが必要ですので、忘れずに進学先の学校に問い合わせてください。

(2) 貸与奨学金

ア 学力基準

第一種	高等学校における申込時までの全履修科目の評定平均値が5段階評価で3.5以上※
第二種	高等学校における申込時までの全履修科目の学業成績が平均水準以上である等

※経済的に極めて困難な方には、第一種奨学金の学力基準に緩和があります。

イ 家計基準 家計基準の収入・所得の上限の目安(参考)

世帯人数	想定する 世帯構成	給与所得の世帯(例:会社員) (年間の収入金額)			給与所得以外の世帯(例:自営業) (年間の所得金額)		
		第一種	第二種	※併用貸与	第一種	第二種	※併用貸与
2人世帯	本人、親	761 万円	1,166万円	706 万円	546 万円	893 万円	500 万円
3人世帯	本人、親①、親② (無収入)	716 万円	1,113万円	661 万円	536 万円	879 万円	489 万円
4人世帯	本人、親①、親②、 中学生	803 万円	1,250万円	743 万円	552 万円	892 万円	506 万円

[※]表中の数字はあくまで目安です。上記の目安を上回っていても、特別控除等により基準を満たす 可能性があります。

(3)入学時特別増額貸与

第一種奨学金又は第二種奨学金を申し込んでいる方対象で、入学後初回1回のみの奨学金です。

- 3 出願希望申出期限 令和6年5月24日(金) 候補者決定:11月下旬予定
- 4 手続きの流れ

出願を希望される方は申請書をお渡ししますので、事務室まで電話にて御連絡ください。

5 その他

- (1) 日本学生支援機構貸与奨学金は、申請者本人が契約者(当事者)となり本人に返還義務が課せられます。大学等卒業後**返還義務**があることを御承知おきください。また、連帯保証人や保証人を立てられない場合でも、機関保証制度に加入することにより奨学金申請ができます。
- (2) 日本学生支援機構のホームページに掲載している「進学資金シミュレーター」で、対象となるかおおよその確認ができます。
- (3) 大学進学時に辞退することも可能です。また、大学入学後に申請することも可能です。
- (4) 奨学金の申込みには本人及び生計維持者(原則として父母)のマイナンバーの提出が必要となります。
- 6 申込に関するお問い合わせ先

日本学生支援機構奨学金相談センター 奨学金制度や手続きに関するお問い合わせ窓口です。 0570-666-301 (9時~20時 月曜日~金曜日)

> 担 当 者 事務部 四方 電話番号 (075)463-8261

^{※「}併用貸与」とは、第一種と第二種奨学金を併せて利用することです。